

学校いじめ防止基本方針

宮崎県立宮崎商業高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうした中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定され、その後、平成29年7月13日に最終改訂が行われたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する「学校いじめ防止基本方針」を見直し、改訂作業を行いました。今年度も、国や県からの通知や動向等を勘案しながら、本校の基本方針を見直し検討した結果、下述のとおり定めるものであります。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	2
(4)	地域家庭・関係機関との連携	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	インターネット上のいじめへの対応	7
3	その他の留意事項	7
(1)	組織的な指導体制	7
(2)	校内研修の充実	7
(3)	校務の効率化	8
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携について	8
(6)	教育相談体制の充実	8
4	重大事態への対処	8
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	11

【参考】資料1～5

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して組織的対応を行います。
- 本校からのいじめ一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための未然防止の観点で最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自尊感情や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめの兆候を見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最重要課題と位置づけて、その解決に向けて、迅速に指導を行います。その際、特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

(4) 地域家庭・関係機関との連携

生徒は社会全体で見守るという観点から、学校関係者と保護者はもとより、学校評議員、地域の関係団体、児童相談所などの関係機関と連携を取りながら情報共有体制を構築します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

(1) 「いじめ不登校対策委員会の設置」

いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ事案発生時、緊急に「いじめ不登校対策委員会」を設置することとします。

【構成員】

校長、副校長、教頭、教育相談主任、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、当該学級担任、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成及びPDCAサイクルによる確認 [資料1-2参照]
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

(2) 「教育相談委員会の設置」

いじめ問題の早期発見と情報共有化を図るために「教育相談委員会」（いじめ不登校対策委員会・特別支援教育委員会）を設置します。

なお、週1回の定例会とし、問題の未然防止を目的にした情報の共有化と対応策の検討をします。

さらに、学期に1回程度、アンケート調査等により、事態把握に努めます。

【構成員】

副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任

【活動】

- 気になる生徒の情報共有化
- ケース会議等の対応策の検討
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- 校内研修会の企画・立案

2 いじめの防止等に関する措置【資料1-2参照】

(1) いじめの防止

①生徒が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会（遠足・クラスマッチ）の実施
- 宿泊研修における望ましい人間関係づくり
- ボランティア活動の推進

イ 生徒会活動・学校行事を通じて生徒の自尊感情や規範意識を育てます。

- 生徒会によるケータイ・スマホに関するルール・マナーの提言
- 体育祭・文化祭などの学校行事における生徒主体の企画・運営

ウ 部活動単位による学校内外活動への主体的参加を通して、社会性や協調性を育てます。

- 朝の清掃活動、各学校行事での準備・片付け、地域活動への参加

②教職員が主体となった活動

- ア 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自尊感情を育む授業づくりを目指します。
 - 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- イ 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
 - 相談週間の設定
 - 担任による面談週間の設定
- ウ 教科やホームルームの時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
 - 教科やホームルーム等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
 - 外部講師による講演会の実施
- エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
 - P T A総会での学校の方針説明
 - 学校公開（オープンスクール）の実施
 - 授業公開週間の実施

(2) いじめの早期発見

- ① いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者が共有
 - 生徒の発する具体的なサインの作成と共有 [資料2、3参照]
 - 予防的カウンセリングの実施
- ② いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象とした定期的なアンケート調査の実施
 - 学校独自のアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
- ③ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等の持ついじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等の収集と、教職員間での共有化
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置 [資料5参照]

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という思い込みをなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - 冷やかしからかいなども受け手の捉え方ではいじめになり得ることを認識して、受け手の心に寄り添って対応します。
 - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの事実について生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいず

れかの職員)及び管理職に速やかに通報します。

② 情報の共有

○上述の情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

③ 事実関係についての調査

○速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。

○生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

④ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。

○事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。

○いじめ不登校対策委員会の委員や関係職員と連携して組織的な対応に努めます。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

「いじめられた生徒の苦痛」を共有し、「いじめられた生徒の立場」を理解することで、その生徒の心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くための、継続的な支援を行います。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・温かく信頼できる人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめた生徒の背景や事実を掌握するとともに、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合、校長は適切な懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

⑤ 関係機関への報告

○校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。

○生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局など）と連携して対応します。

⑥ 継続指導・経過観察

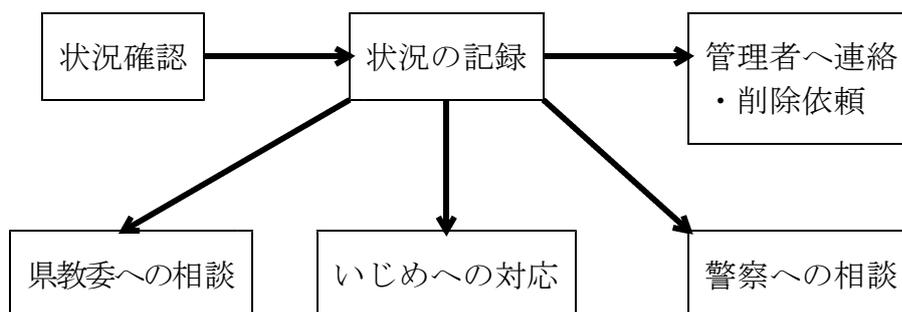
○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

- ② ネットいじめの予防
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)
 - 教科やホームルーム活動、集会等において情報モラル教育の充実を図ります。
 - 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
 - インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- ③ ネットいじめへの対処
- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
 - 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



県教育委員会の目安箱サイト等の活用

- ・パソコン用の目安箱サイトアドレスにアクセスする。
<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/>
- ・携帯電話用の目安箱サイトアドレスにアクセスする。
<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/k/>

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、早急にいじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」を活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営委員会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 教育相談体制の充実

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、組織的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

② 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用
(県教育委員会への依頼)
- 家庭の養育に関する指導・助言(自治体の社会福祉課への相談)
- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断

③ 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

- その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

- ④ 生徒又は保護者からの申立てがある場合
- 学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。
- ① 重大事態の報告
- 重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事に、事態発生について報告する。
- ② 調査の趣旨及び調査主体について
- いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
 - 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告する。
- ③ 調査を行うための組織について
- 学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
 - 学校が調査の主体となる場合、いじめ不登校対策委員会を母体とし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
 - 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ④ 事実関係を明確にするための調査の実施
- 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。
 - 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
 - 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
 - 当該調査を実りあるものにするために、学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行う。
 - 学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- (3) それぞれの事案について、聴き取りや調査を行う場合についても、個人情報保護に配慮しつつ、下述するようなことに留意し推し進める。
- ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。

- いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - 調査方法は、原則として、在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- ③ 自殺の背景調査における留意事項
 - 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
 - この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
 - いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。
- (4) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
 - これらの情報の提供に当たって、学校は他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
 - ② 調査結果の報告
 - 調査結果については、速やかに県教育委員会に報告する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

平成30年3月 9日（金） 改訂
平成30年4月 1日（日） 施行
令和 7年3月31日（月） 一部改訂